

返還金制度

(1) 返還率

採用日（入社日）から退職までの期間により次のように定める。

期間	返還率
採用日から1ヶ月以内の退職	70%
採用日から1ヶ月超2ヶ月以内の退職	60%
採用日から2ヶ月超3ヶ月以内の退職	50%
採用日から3ヶ月超4ヶ月以内の退職	40%
採用日から4ヶ月超5ヶ月以内の退職	30%
採用日から5ヶ月超6ヶ月以内の退職	20%
採用日から6ヶ月超の退職	0%

※消費税額の返金についても上記の返還率にて返金する。

(2) 返還の免責

以下の項目の一つにでも該当した場合は返金義務が免責となる。

- ・ 労働条件に係る重大な問題（業務内容、労働時間、賃金、その他採用条件との相違等）により、退職に至った場合
- ・ 就業環境に係る重大な問題（故意の排斥、嫌がらせ等）により、退職に至った場合
- ・ 人員整理等が間接的、直接的原因となり、退職に至った場合
- ・ 職務転換、配置転換等に適応できず、退職に至った場合
- ・ 事業所移転により通勤が困難となり、退職に至った場合
- ・ 天災、地変、内乱、戦争等により就業が困難となり、退職に至った場合
- ・ 甲が当該労働者の退職日より1ヶ月以内に退職を証明できる書類を乙に提出しなかった場合
- ・ その他、甲乙協議の上、返金の必要がないと判断された場合

(3) 返還期日

- ・ 乙は紹介した労働者の退職日から1ヶ月以内に甲より当該労働者の退職を証明する書類の提出を受領した場合、書類の受領日から31日以内に甲の指定する銀行口座に支払うものとする。